

# 国立大学法人東京外国語大学学部長 候補者選考通則

〔平成23年11月22日〕  
規則 第43号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学学部長に関する規程第5条により国立大学法人東京外国語大学学則第9条の2に定める学部長の候補者(以下「学部長候補者」という。)の選考は、この規程の定めるところによる。

(選考の時期)

第2条 教授会(以下「教授会」という。)は、次の各号の一に該当する場合に、学部長候補者を選考する。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

第3条 学部長候補者の選考は、前条第1号に該当する場合は、任期満了の少なくとも1か月前に、同条第2号及び第3号に該当する場合は、すみやかに行う。

(資格)

第4条 学部長候補者は、学部の教育を担当する大学院総合国際学研究院の専任教授とする。

(選考の方法)

第5条 学部長候補者選考のため、選挙を行う。

第6条 選挙権者は、教授会の構成員とする。

2 選挙は、単記無記名投票により行い、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。

3 得票過半数を得た者がいないときは、上位2名(第2位に得票同数の者がいるときは、これを含める。)につき更に投票を行うものとする。

第7条 前条の投票総数が選挙権者総数の2分の1に満たない場合は、改めて投票を行うものとする。

(学部長候補者の決定)

第8条 教授会は、選挙の結果に基づき、学部長候補者を決定する。

(推薦)

第9条 教授会議長は、前条により決定した学部長候補者を学長に推薦する。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、教授会の議を経て役員会の承認を得なければならない。

附 則

1 この通則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命される学部長は、この規程に基づき選考されたものとみなす。